

.....
平成14年 第4回 12月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成14年12月20日(金曜日)

.....
議事日程(第4号)

平成14年12月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第48号議案 平成14年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 2 第49号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 3 第50号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第 4 第51号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 第52号議案 平成14年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第
2号)
- (日程第1~第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第54号議案 中間市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第55号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正
する条例
- 日程第 8 第57号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第58号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市
中央公民館条例の一部を改正する条例
- (日程第6~第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第61号議案 中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例
- (日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 請願第6号 精神障害者活動拠点(コロニー)の建設に対する請願
- (日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 道路財源の確保等に関する意見書
第17号
- (日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育
第18号 を大切にすることを求める意見書
- (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 「構造改革特区」の中止を求める意見書
第19号

- (日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 障害者が安心できる支援費制度にすることを求める意見書
第20号
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給を図る米政
第21号 策の実現を求める意見書
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保証年金制
第22号 度の創設を求める意見書
(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策
第23号 を求める意見書
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書
第24号
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 特定地域開発就労事業の存続・活用を求める意見書
第25号
(日程第20 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第21 決議案第1号 北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議
(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 請願第5号 国民健康保険税引き上げの中止を求める請願
(日程第22 継続審査)
- 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 岩崎 三次君	2番 中家多恵子君
3番 井上 久雄君	4番 植本 種實君
5番 山本 慎悟君	6番 野村 重利君
7番 山本 貴雅君	8番 宮下 寛君
9番 青木 孝子君	10番 久好 勝利君
11番 佐々木正義君	12番 堀田 英雄君

1 3 番 福田 一則君
1 5 番 香川 実君
1 7 番 岩崎 悟君
2 0 番
2 2 番 米満 一彦君
2 4 番 杉原 茂雄君

1 4 番 山之内 智君
1 6 番 古野 嘉久君
1 9 番 上村 武郎君
2 1 番 片岡 誠二君
2 3 番 穴井光午郎君

欠席議員（1名）

1 8 番 須本 武雄君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	松下 俊男君
収入役	藤井 紅三君	教育長	船津 春美君
総務部長	上田 献治君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	建設部長	中木 陸君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長	田中 茂徳君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長			村田 育男君
秘書課長	白尾 啓介君	企画課長	行徳 幸弘君
総務課長	鳥井 政昭君	財政課長	牧野 修二君
税務課長	中野 論君	人権推進課長	中村 次春君
健康増進課長	柴田 芳夫君	社会福祉課長	伊東 久文君
介護保険課長	是永 勝敏君	管理課長	柎野 広行君
下水道課長	須澤 広則君	中央公民館長	西脇末次郎君

事務局出席職員職氏名

局長	岡部 数敏君	次長	渡辺 恭男君
書記	赤木 良一君	書記	末廣 誠君
.....			

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

.....

日程第1．第48号議案

日程第2．第49号議案

日程第3．第50号議案

日程第4．第51号議案

日程第5．第52号議案

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、第48号議案から日程第5、第52号議案までの各会計補正予算5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、山本総務文教委員長。

総務文教委員長（山本 慎悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は3億3,830万円で、一般会計の総額を168億3,993万円とするものです。

まず、歳出について申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動等に伴う人件費など経常的経費の調整が行われております。

そのほか、遠賀橋のかけかえに伴い、市役所前の県道の拡幅工事が行われるため、庁舎前構築物の掲示板等の移転費用として700万円、地球温暖化防止対策として低公害車購入費用200万円、市民の方々に対し市町村合併について理解を深めていただくための資料として、啓発用パンフレットの作成費用100万円が計上されております。

また、小学校費のうち、底井野小学校の運動場拡張のために、公有財産購入費として5,000万円が計上されており、教育振興費の要保護及び準要保護に要する経費として扶助費500万円が追加されております。

特別会計への繰出金として、特別会計国民健康保険事業3,000万円、介護保険事業特別会計へ2,200万円、老人保健特別会計へ600万円が計上されております。

次に、歳入の主なものは、市税が6,900万円、地方交付税が3,000万円、繰越金

が8,500万円の増額となっており、諸収入として、遠賀橋かけかえ工事に伴う庁舎構築物移転補償費1,100万円が計上されております。

また、市債については、各事業の確定等に伴い、1,600万円が減額されております。

審査の中で委員から、低公害車を市長公用車にするとのことであるが、市長公用車がふえるのかとの質疑や、現在の市長公用車がまだ十分使える状態であるのなら、低公害車は使用頻度が高い一般の公用車とすべきではないのかとの質疑があり、執行部から、この補正予算編成の当初は、老朽化した公用車の買いかえのため低公害車を導入するとしておりましたが、市長が率先して地球温暖化防止を進めるという観点から、低公害車を市長公用車として利用したいという市長からの希望があり、現在、市長公用車と特別職や来賓送迎用等利用のための予備車として大型乗用車が2台ありますが、そのうち10年ほど前に購入した1台を廃車する予定です。また、市長公用車の燃料費は月に5万円を超えることもあり、経費の面からも、環境保全の面からも、かなりの効果があるものと考えておりますとの答弁がありました。

最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、福田民生経済委員長。

民生経済委員長（福田 一則君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております一般会計補正予算（第2号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）、老人保健特別会計補正予算（第1号）、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入補正予算の主なものは、民生費国庫負担金のうち保育所運営費負担金800万円、生活保護費負担金4,800万円の増額、民生費県補助金のうち重度心身障害者医療費補助金900万円の増額、雑入のうち国民年金印紙売りさばき基金収入4,500万円、これについては、国民年金印紙売りさばき基金条例の廃止の議決をいたしましたことから基金運用の必要がなくなり、一般会計へ受け入れするものであります。さらには、JR中間駅前市民トイレ設置工事負担金700万円が主なものであります。

次に、歳出補正予算の主なものは、2款総務費では、諸費のうち重度心身障害者医療費県費補助金返還金340万円、介護予防・生活支援事業県費補助金返還金520万円が計上され、これは過年度精算に伴う返還金であります。

3款民生費の老人福祉費では、特別会計国民健康保険事業繰出金3,030万円、介護保険事業繰出金2,230万円、老人保健特別会計繰出金600万円、さらに扶助費で緊

急通報整備事業に270万円が計上され、これは緊急通報システム機器30台分を設置するための費用であります。さらには、重度心身障害者医療に要する経費1,500万円、児童措置費のうち扶助費として私立保育所運営費2,400万円が主なものであります。

また、生活保護費の扶助費で7,000万円が計上され、その内訳の主なものは、生活扶助費1,760万円、住宅扶助費650万円、医療扶助費4,550万円などであります。

4款衛生費では、清掃総務費のうち工事請負費で2,000万円が計上され、これはJR中間駅前市民トイレを設置するための費用であります。なお、この費用については、新設するトイレの設置面積に応じて、JR中間駅が700万円を負担することとなっており、現在のJRのトイレを解体して、同じ場所に設置するものです。

委員から、中間駅前市民トイレについては、防犯の観点からパトロールを実施してほしいとの要望や、環境パトロール等で使用した電気自動車は4年半で廃車されることに対して、余りにも早過ぎる、今後購入に際しては十分に気をつけてほしい等の意見がっております。

次に、国民健康保険事業補正予算につきまして、歳出の主なものは、1款総務費の一般管理費において620万円が減額補正され、これは人事異動等による人件費の減額であります。2款保険給付費では一般被保険者高額療養費のうち高額療養費負担金820万円、3款老人保健拠出金では老人保健医療費負担金1億480万円が、それぞれ増額補正されております。

歳入では、国庫負担金の療養給付費等負担金4,500万円、国庫補助金の財政調整交付金1,720万円、一般会計繰入金のうち保険税及び医療費支援繰入金3,000万円、諸収入では歳入欠陥補てん収入として1,880万円が、それぞれ増額補正の主なものであります。

以上により、歳入歳出とも1億1,140万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ44億8,600万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきまして、歳出の主なものは、総務費の一般管理費で老人保健電算システム開発委託料600万円が計上され、これは老人保健法の改正に伴い高額医療費の払い戻し等の方法が大幅に変更され、電算システムを変更するための費用であります。

歳入については、一般会計からの繰入金600万円が計上されております。

以上により、歳入歳出とも600万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ63億9,300万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、総務費の介護認定審査会費510万円、保険給付費の居宅介護サービス給付費1億2,270万円、居宅介護支援サービス給付費1,450万円が、それぞれ増額補正され、基金積立金では介護給付費準備基金積立金2,440万円が減額補正されており、これは第1号被保険者の保険料負担

分を基金から補てんするためのものであります。

以上により、歳入歳出とも1億2,460万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,800万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、各議案とも全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、堀田建設水道委員長。

建設水道委員長（堀田 英雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案及び第50号議案の補正予算2件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費などの調整による経常的経費及び投資的経費が計上されております。

総務費の交通安全対策費では、市内街路灯の維持補修に要する経費及び区画線・カーブミラーなどの交通安全施設整備費が追加計上されております。

土木費の道路維持費では、市内道路の舗装及び側溝の修繕費用や市内各所の道路舗装補修工事、また道路新設改良費では、（仮称）JR中間駅前ロータリー改良工事ほか1路線の道路改良工事費が追加されております。なお、県事業である県道中間水巻線・中間宮田線改良工事が行われなかったため、県への負担金が減額されております。

住宅費では、中鶴市営住宅の屋根防水工事と浄花町市営住宅の排水管の修繕料や、中鶴団地公営住宅96戸・改良住宅144戸、合計240戸の市営住宅の電気容量を変更する住宅改善工事費が追加計上されております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動等に伴う人件費の調整や下水道工事に伴うガス管、水道管等の移設補償費の増額によるものです。

歳入歳出それぞれ823万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億916万円とするものであります。

以上、2議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いしまして、委員長の報告といたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより第48号議案から第52号議案までの平成14年度各会計補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第48号議案平成14年度中間市一般会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案平成14年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第6 . 第54号議案

日程第7 . 第55号議案

日程第8 . 第57号議案

日程第9 . 第58号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第6、第54号議案から日程第9、第58号議案までの条例改正4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、山本総務文教委員長。

総務文教委員長(山本 慎悟君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案及び第55号議案並びに第58号議案の一部改正条例3件の審査につきまして、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第54号議案中間市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

市長事務部局等においては、平成9年度から進められている行政改革により、組織機構の見直しや事務の効率化が図られ、実人員の削減が行われていることにより、市長事務部局5名、教育委員会事務部局5名、水道事業企業職員10名の計20名の定数を削減するものです。

消防本部においては、消防事務及び火災と救急・救助活動などの二つの業務を兼務しており、特に救急業務の著しい増大により、現在、消防本部の所有する救急車3台が同時に出動することが頻繁に発生するために、その間の業務体制を確保するには、やむを得ず、非番の職員を招集し補強・補充しなければならない状況が多く発生しております。このような状況においては、消防事務及び救急救命士研修を初めとした研修業務などを円滑に遂行することが困難となり、消防業務全般の運営に支障が生ずることが予想されます。今後とも、市民の生命・財産を守り、市民の安全で快適な生活を確保するために、消防本部の業務体制を強化する必要があり、4名の増員を行うものです。

市立病院においては、地域医療の中核施設として、市民の健康確保のため、より一層の医療体制の充実とその水準の向上を図るため、5名の増員を行うものです。また、医療制度の改正に伴い、来年8月までに病院ごとの病床区分を選択する必要があり、一般病棟を選択する予定で、この区分での看護基準は、入院患者2.5名に対し看護師1名の職員配

置が望ましいとされており、3対1の基準で配置している現在の職員数では、この基準を満たすことができないこともあり、定員の増加を図るものです。

以上の改正により、市職員全体の定数は、602名から11名減の591名となります。

審査の中で委員から、現在の実際の職員数について質疑があり、執行部から、今回の改正を行う部署について、本年4月1日現在で、市長事務部局の職員数については改正後の定数304名に対し実際の職員数は287名、以下、改正後の定数と比較しますと、教育委員会事務部局は定数70名に対し60名、水道事業企業職員は定数41名に対し41名、消防本部は定数54名に対し54名、市立病院は定数105名に対し94名です。また、その他の部局を含めた実際の総職員数は546名となっていますとの答弁がっております。

次に、第55号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、次の4点です。

1点目は、人事院勧告に伴う改正で、特別職及び議員を除くすべての給料表で平均2.03%のマイナス改定が行われます。

扶養手当については、配偶者にかかわるものを2,000円減額し、子などのうち3人目以降のものについては2,000円増額されます。

期末勤勉手当については、1年間の支給月数を4.7月から4.65月に引き下げ、14年度においては、3月期末手当を0.05月分減額し、15年度以降は、3月期末手当を廃止して、6月期と12月期に再配分し、さらに、期末手当を3.25月分、勤勉手当を1.4月分との割合に改正するものです。ただし、特別職及び議会議員の期末手当については、年間3.5月分のみとされます。

昨年度の人事院勧告で新設された特例一時金については、廃止をされます。

2点目は、昨今の財政事情をかんがみ、15年3月末までに、市長・助役・収入役・教育長の特別職など四役の給料を5%減額し、15年3月期末手当の支給月数を人事院勧告による改正後の月数から、さらに0.1月分減額するものです。なお、16年3月末までの間、規則において、管理職手当が最大3%減額されます。

3点目は、人事給与システムの導入に伴い、15年4月1日から給料等の支給日を20日に変更するものです。

4点目は、市立病院の技師等において、現在、係長相当職の補職までしか設けられていませんでしたが、その専門性は高く、それぞれが独立しているため、指揮命令系統を明確化し、円滑でミスのない医療業務が遂行できるよう、課長補佐相当職の補職を新設するものです。

以上4点について、第55号議案で関係条例7本を一括して改正するもので、その条例ごとに説明をいたします。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例において、第1条で、特例一時金の廃止。

中間市職員の育児休業等に関する条例において、第2条で、3月期末手当廃止に伴う条文整備。

中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例において、第3条で、報酬支給日の変更及び3月期末手当の廃止等に伴う条文整備。

市長・助役・収入役については、中間市特別職職員の給与等に関する条例において、教育長については、中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例において、それぞれ第4条及び第6条で、給料の5%減額及び15年3月期末手当の0.1月分の減額、第5条及び第7条で、3月期末手当の廃止に伴う条文整備。

中間市一般職職員の給与に関する条例において、第8条で、扶養手当、14年分期末勤勉手当の支給月数0.05月分の減額、特例一時金廃止、給料表のマイナス改定、以上4点の改正に伴う条文整備。第9条で、市立病院技師等の補職名の新設、給料支給日の変更、15年度以降の3月期末手当の廃止、以上3点の改正に伴う条文整備。

中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例において、第10条で、特例一時金の廃止がそれぞれなされております。

審査の中で委員から、なぜ、管理職手当は16年3月末まで減額するのに、特別職等四役の給料の減額は15年3月末までなのかとの質疑があり、執行部から、特別職及び議会議員に関する報酬などに関しては、2年に一度、中間市特別職報酬等審議会に諮り、その額を決定することになっており、本年12月からその審議会が開催され、15年度から16年度までの報酬等の額についての審議がなされますことから、審議会の自由な審議を妨げないために、15年度以降の特別職などの給料などにつきましては、その答申をもって措置していきたいと考えておりますとの答弁がっております。

最後に、第58号議案中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市中央公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、働く婦人の家敷地内に陶芸室が建設されたこと、また、中央公民館陶芸サークルが寄贈を受けていた陶芸窯などが市に寄附されたことに伴い、それぞれの使用料を徴することを目的として、条例の一部が改正されるものです。

それぞれの陶芸室及び陶芸窯の利用料金については、他市の料金を参考とし、できるだけ安価で市民の方に利用していただくために、それぞれの燃料費などの実費をもとに設定されています。

働く婦人の家の電気窯については、本焼きの場合、約12時間程度かかり、その際の電気使用料が約5,000円で、メンテナンス料など約1,000円を考慮した金額として、本焼き使用料を6,000円に、素焼き使用料については、その半額の3,000円に設定されており、中央公民館の灯油窯につきましても同様に、本焼きの際の灯油代が約2,500円で、本焼き使用料を3,000円に、素焼き使用料は1,500円に設定され

ております。また、両窯とも一度に約20名程度の作品を焼けることから、1人当たりの利用料金は、本焼きの場合でも、働く婦人の家で約300円程度、中央公民館で約150円程度となることとなります。

さらに、利用者の利用形態に関しましては、公共の施設となることから、広く多くの方に利用していただくため、利用する各サークルの会員の方が固定しないように、3年をめどにサークルの会員の入れかえを行うサイクル制をしていただくように考えておりますとの説明がっております。

以上の審査を経まして採決をいたしましたところ、第54号議案につきましては、一部態度保留があり、賛成多数で、第55号議案及び第58号議案は全員の賛成で、いずれも可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

次に、福田民生経済委員長。

民生経済委員長（福田 一則君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第57号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

本年10月1日に地方税法が改正され、その趣旨は、医療保険制度改革の実施にあわせて、国民健康保険税所得割の算定基準となる所得を個人住民税における所得と整合的なものとするよう見直すもので、具体的には、地方税法703条の4において、所得割の課税標準額の算出に係る次の4点が改正されました。

第1点目は、65歳以上の公的年金等特別控除額17万円の廃止であります。

2点目は、給与所得特別控除額2万円の廃止。

3点目は、青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用。

4点目は、長期譲渡所得等の特別控除を適用となっております。

そして、地方税法第2条には、「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる」、また第3条には、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければならない」と規定されております。

このように地方税法改正に伴って、市の国民健康保険税条例が改正されますが、具体的に国保税納税者への影響等について、執行部が平成13年度の国民健康保険税の課税データで試算したところによりまして、まず第1点の65歳以上の公的年金等特別控除17万円の廃止に伴い、国保に加入している公的年金等受給者のうち3,200名程度に対しては所得割の増税となります。その額は総額で6,000万円程度となっております。

次に、2点目の給与所得特別控除2万円の廃止によって、国保に加入している給与所得者のうち2,000名程度への増税となり、その額は総額で400万円程度となります。また、介護納付金については、40歳から64歳の方に対しては、1,100名程度の方に対して増税となり、その額は総額で20万円程度となります。

次に、3点目の青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用によって、専従者給与に対しての所得割額は、総額で1,700万円程度の増額となります。事業主である約300名の方に対しては、総額で2,400万円程度の減額となります。

次に、4点目の長期譲渡所得等の特別控除の適用によって、総額で1,500万円程度の減税となります。

以上のことから、市では、徴収率を勘案して、約3,800万円の増収が見込まれております。

なお、この条例は、平成15年度以降の年度分の国民健康保険税について適用されます。

審査の中で委員から、法改正によって市の条例が改正されることに対して、市長の裁量権が及ばないとしても、国保税率を下げるなど住民負担の軽減などを検討する余地があるのではないかとの意見や、法改正により条例を改正することがやむを得ないとしても、執行部は市の財政全体を考えながら住民負担を抑える努力をしなければならない、そのためには市の内部の問題として痛みも必要ではないかなどの意見がありました。

以上が審査の概要であります。

最後に採決いたしましたところ、一部態度保留もありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第でございます。

よろしく審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

54号議案中間市職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

この条例案、職員の実数については既に減員され、これを後追いする条例案となっておりますが、リストラ、倒産などによる失業増など今日の厳しい状況の中で、市職員等への市民の目は非常に厳しいものがあります。その中で、市民に信頼を得るべく、作業効率を図り、そうした努力を行うことは当然であります。

しかしながら、行革を初め、人件費削減先にありきという昨今、住民サービスに支障を来す、どうなのかという点、視点が欠けているように思われます。必要な部署には増員を

図るなど、市民の待ち時間、また引き回しをなくすように、より迅速な作業を行うようにすべきであり、人員削減については慎重に検討すべきであります。

よって、当条例案については、日本共産党議員団は保留といたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

第57号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

この条例は、国民健康保険税の算定方法に関連して、負担の公平をより一段と進めるために、「公的年金など特別控除の廃止」、「給与所得特別控除の廃止」など5項目の税制改定をするものとしたものです。

本会議での市長の提案理由では、地方税法の改正に伴う所得割の課税標準額の算出方法の改正で、65歳以上の公的年金特別控除17万円の廃止、給与所得者の特別控除2万円の廃止、青色事業専従者給与と事業専従者控除の適用、長期譲渡所得の特別控除の適用するもので、約3,800万円の増収見込みになると説明がありました。この説明では、市民負担が幾らになるのか具体的に示されず、3,800万円の増収で国保会計が助かる程度しかわかりません。

我が党議員の質疑で、年金生活の高齢者に大きな負担増になることが明らかになり、即決ではなく、委員会付託で審議するに至りましたが、条例改定等の説明添付書類はもっとわかりやすい内容に改めるべきです。

この地方税法が改定されると、ただいま説明がありましたが、65歳以上の人を対象にした公的年金特別控除17万が廃止され、約6,000万円の負担増、1人約1万8,700円の負担増になります。また、給与所得者には、特別控除2万円が廃止され、約400万円の負担増になります。事業所については、青色事業専従者給与と事業専従者控除を適用し、約700万円の軽減をするものです。長期譲渡所得、いわゆる居住用財産の買いかえに伴う所得額に対して特別控除を適用するもので、13年度で見ると、1,500万円の軽減になります。

政府は、医療改悪を続け、国民が負担する医療の保険税や窓口負担など大変高いものになっています。ことし10月からは高齢者医療費の改悪で、通院回数や検査、薬を減らす人など深刻です。さらに、介護保険料・利用料の引き上げ、年金の引き下げも計画されており

ます。国民健康保険制度は、国民だれもが、いつ起こるかわからない病気やけがのとき、安心して医療を受けられる制度として発足しております。

これ以上の国保税の引き上げは、受診抑制をさらに広げ、国民の命と健康を脅かすものであり、反対いたします。

議長（岩崎 三次君）
ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）
これにて討論を終結いたします。

これより第54号議案から第58号議案までの条例改正4件を順次採決いたします。
議題のうち、まず第54号議案中間市職員定数条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市中央公民館条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第10、第61号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第10、第61号議案を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。山本総務文教委員長。

総務文教委員長（山本 慎悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第61号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向けて、国においては、11年「男女共同参画社会基本法」の公布・施行、12年「男女共同参画基本計画」の策定が、福岡県では、13年「福岡県男女共同参画推進条例」の設置がなされています。

本市においても、14年4月、市役所内に「中間市男女共同参画推進委員会」が設置され、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、組織の整備が行われております。しかしながら、今日のまちづくりにおいて、住民との共同参画は不可欠であり、行政と市民の一体型でなければならず、現在、男女共同参画に関する市民意識調査が実施されており、今年度末までに、その報告書が取りまとめられる予定となっております。

この市民意識調査の結果に基づき、15年度中に「中間市男女共同参画プラン」策定するための委員会を設置するために、本条例が制定されるものです。

本条例において、策定委員会は、男女共同参画プラン策定に関する原案の作成を行い、学識経験者、社会活動団体関係者、公募による一般市民、その他市長が必要と認める者から市長が委嘱・任命した15名以内の委員で構成されます。

委員会は、プラン策定に当たり、必要があるときは関係者を招き、説明または意見を聞くことができるものとされ、委員の任期は16年3月末までで、男女共同参画プラン策定に関する原案を策定した場合、速やかに市長に報告するものとなっております。

以上が、本条例の主な内容です。

審査の中で委員から、社会活動団体関係者とはどのような方を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、例えば、本市で設置している女性ネットなかまの関係者や婦人会活動関係者、さらにはボランティアなどでの福祉活動団体の関係者などを想定いたしておりますが、市役所内に設置しております「中間市男女共同参画推進委員会」で十分に検討し、選出を図っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、公募による委員の選出方法について質疑があり、執行部から、応募者が多数による場合には、小論文等々により、男女共同参画に対する関心の高い方を選んでいきたいと考えていますとの答弁もあっております。

以上の審査を経まして採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより第61号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第11. 請願第6号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第11、請願第6号精神障害者活動拠点(コロニー)の建設に対する請願を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。福田民生経済委員長。

民生経済委員長(福田 一則君)

ご指名によりまして、請願第6号精神障害者活動拠点(コロニー)の建設に対する請願について審査いたしました経過並びに結果をご報告申し上げます。

この請願は、平成14年11月29日、遠賀・中間地域精神障害者家族会はまゆう会から提出されました。

請願内容については、当事者を抱える家族の高齢化、当事者の治療が長期化することによる家計費への圧迫、さらには親亡き後の当事者の面倒をだれが見てくれるのかなど、家族会の悩みや不安が述べられております。

こうしたことから、一つ、社会復帰訓練への拠点基地、二つ、当事者や家族が憩える場所、三つ、自助・自立への授産施設、四つ、いろいろな方との交流施設などの役割を持った精神障害者活動拠点(コロニー)が必要であり、家族会ではバザーや物品販売による収益活動を実施しているものの、自助努力には限界があることから、中間市や遠賀4町との連携のもとでの建設や運営を希望しますといった請願となっております。

委員から、現在、水巻町内で家族会が民家を借りて授産施設的なことを実施しているようであるが、場所的にも問題があり、改善を要する等の意見がっております。

以上が、当委員会の審査の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で採択すべきであると決しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより請願第6号精神障害者活動拠点（コロニー）の建設に対する請願を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、請願第6号は採択することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時05分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第12、意見書案第17号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第12、意見書案第17号道路財源の確保等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第17号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

意見書案第17号道路財源の確保等に関する意見書案について、日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

国の新年度予算編成を前にしたこの時期に、全国から出されるこの種の意見書は、高速道路や港湾、空港など、むだな公共事業を膨らませ、さまざまな弊害をもたらすのを助長してきました。

意見書案では、高齢化、少子化が急速に進展している中、活力ある地域づくり、都市づくりを進めるとともに、深刻な環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速自動車国道を初めとする高規格幹線道路から地域の生活道路に至るまで、道路整備をより一層推進することが重要であるとなっています。

高齢化、少子化という言葉が、なぜここに出てくるのでしょうか。

要望項目の3番には、交通安全対策沿道環境対策等安全で快適な生活環境づくりの推進を図るため、道路整備を一層促進することとなっていますが、道路整備を一層促進するための予算が確保されたとしても、国の道路整備計画は、高規格道路、つまり高速道路、有料道路、国道などに予算のほとんどがつき込まれているのが実態であります。

今問題になっている高速道路建設を初めとしたむだな公共事業が、その公共事業の予算を捻出するために、医療、年金、福祉、教育など、国民生活にかかわるあらゆる予算を削減してきました。その中でも、特に弱い立場にある高齢者と子供たちが犠牲にされています。ここで高齢化、少子化を持ち出すのは論外と言わざるを得ません。

さらに、環境問題にまで触れていますが、高速道路の建設と国鉄解体民営化のために、貨物の輸送を列車輸送からトラック輸送に切りかえたことが、全国各地で車の排ガスによる環境破壊をもたらし、多数の公害訴訟になっているのは国民周知のことです。

道路整備に関する意見書については、道路整備緊急措置法に基づいて1958年に策定された第1次道路整備5カ年計画が、延々と40年以上も延長されていますが、5カ年計画が終了する時期には、その都度延長を求める意見書が全国の自治体から提出され、現在では第12次の5カ年計画となっています。

意見書案、要望項目の1番で、道路整備に関する新たな長期計画を策定し、所要の道路

整備費を確保することとなっているように、この意見書案は、従来、国が進めてきた道路整備計画のさらなる推進を求めるものであります。

道路整備5カ年計画が発足したころ、1958年当時は、日本経済は脆弱で、道路を緊急に整備し、少しでも多くの車を円滑に走らせることが、経済の発展、国民福祉の向上につながる、このように考えられました。

ところが、緊急措置としての5カ年計画を延々と12次、40年以上も繰り返して来るうちに、道路が至るところにつくられ、余りに多くの車が走ることによって排出されるガス、騒音、振動は、沿道住民の健康被害や生活困難をもたらし、交通事故は年間、死者1万人、負傷者100万人にもなっています。

また、道路中心の建設工事に談合は常識とされ、それが工事費をつり上げ、むだな予算を使ってきました。

昨年12月、公正取引委員会は、道路公団を初め、道路公団のファミリー企業など工事会社30社を立入検査しました。公団発注の高速道路の補修や清掃、植栽などの保全工事の入札で談合が繰り返されているとの疑いによるもので、何しろあらゆる工事で予定価格の99%での高値入札が発覚したからです。

高速道路においては、道路建設にゼネコン・大企業が群がり、さらにその道路の維持管理から高速道路運営にかかわるあらゆるところを公団のファミリー企業が支配して暴利をむさぼり、それに道路族が利権目当てに群がる政・官・財癒着の温床、むだの典型となっています。その結果、40兆円もの債務を道路4公団が抱えることになったのです。

道路整備緊急措置法に基づいて延々と続けられた道路行政が、一部の政治家、高級官僚、企業の利権や利益誘導に利用され、国と地方合わせて日本の公共事業費50兆円、社会保障費20兆円という逆立ちした予算の使い方になる大もととなってきたことから見ても、道路行政の転換、予算配分の大幅な見直しを図るべきであります。

意見書案の最後、要望項目の4番目に、地方財政対策を充実させるとともに、地方の道路財源を確保することを要望しています。このことは当然の要求であります。この要求を実現するためには、高規格道路に偏ったゼネコン奉仕の現在の道路行政を生活道路最優先に変えなければなりません。また、地方交付税の削減ではなく、地方への税源移譲などが求められるところでもあります。

そのためにも、県からおろされた意見書案に中間市の要求を加え、むだな公共事業促進に加担するのではなく、全面的に中間市の要求を入れた意見書案を作成するべきではないでしょうか。

意見書案については、一部賛成できるところもありますが、全体として、従来の国の道路行政推進を図るものとなっていますので、反対します。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第17号道路財源の確保等に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

起立多数であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第13 . 意見書案第18号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第13、意見書案第18号教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育を大切にすることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員(7番 山本 貴雅君)

意見書案第18号教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育を大切にすることを求める意見書案の提案説明を行います。

中央教育審議会(中教審)が、11月14日、教育基本法の「見直しを行うべきである」との意見が大勢を占めた」という中間報告を発表しました。

教育基本法は、戦前の教育への深い反省に立ってつくられています。戦前の教育は、天皇の権限ですべてが決められました。「お国のために血を流す」臣民を育てることが戦前の教育です。それが青少年を侵略戦争へと駆り立てています。教育基本法は、こうした国家のための教育から教育のあり方を根本的に転換しました。

教育基本法は、前文で憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」としています。子供一人一人の人間的な発達と成長を大切にする視点が、教育の中心に据えられたのです。そうして一人一人が、憲法に示されたような「平和的な国家及び社会の形成者」となることが、教育の目的と掲げられたのです。

中教審の中間報告は、どんな「改正」の方向を示したのでしょうか。

報告では、教育基本法の理念を残すと言いながら、同時に「たくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分であり」、「見直しを行う」としました。

「たくましい日本人」を育てるために必要なことを教育基本法に加えると言います。新しく加えるものには、子供の成長にとっても、日本の平和と民主主義にとっても、見過ごせないものが3点あります。

第1は、「愛国心」の押しつけです。学校現場では「国を愛する心を育てる」ために、「日の丸・君が代」の押しつけが行われ、入学式や卒業式の性格が変えられたり、児童・

生徒や教員の内心の自由を踏みにじられたりしています。「国を愛する心」が教育基本法に書き込まれれば、こうした「愛国」教育が助長されることは目に見えています。公権力は、教育に特定の人間観を持ち込むべきではありません。これは、戦前の教育への深い反省から教育の目的に「人格の完成」を据えた現行の教育基本法の立場です。報告はそれに反し、国家色の強い特定の立場を法律で上から持ち込むもので、戦前と同じような教育体制がつくられていくことが懸念されます。

第2は、教育に新たな差別と選別を持ち込む危険です。中間報告は、これまでの教育を「結果の平等を重視する傾向があり、そのことが過度に画一的な教育につながった」と否定し、「個性に応じたきめ細やかな教育を行い、その能力を最大限に伸ばしていく」ことを強調しました。すべての子供に基礎的な学力を保障しようとする努力を「悪平等」と攻撃し、「できない」子供はほどほどに教えて、「できる」子の教育を手厚く進めようということ。豊かな家庭の子供は勉強ができ、貧しい家庭の子供は勉強ができないというような状況が今広がっています。公教育の役割は、子供の格差をさらに広げることではないはず。

第3は、現場抜きの「改革」押しつけです。中間報告では、教育の内容やあり方を政府が上から示して実行させるための計画を教育基本法に盛り込むとしました。習熟度別の指導、社会奉仕体験活動など、「子供の現状から出発していない」、「現場を踏まえてほしい」と教育関係者から批判の声が上がっているものです。教育行政は教育内容に介入せず、教育条件を整えることにその目標を置くという、教育基本法の原則を踏みにじるものです。

中間報告が取りまとめられるに当たって、1年近い審議が繰り返されましたが、実際にはきちんとした審議もせずに、中間報告を提出した無責任な、ずさんな状況もあります。

これまでに16回の「部会」が開かれてきましたが、会長を含めた16人の委員全員がそろって出席したことは一度もありません。最後の2回は出席者が定足数に満たず、正式の部会が成立していないのに議事を進めるという手続無視の運営がされています。

第1段階の6回の部会、これは「下地の論議」というもので、議題もほとんど絞られず、各委員が教育全般について自分の印象や意見を交換することに終始しました。意見交換といっても、実証的なデータ、教育の原理、国際的な宣言や憲章などに基づく突っ込んだ発言はわずかでした。

第2段階では、教育基本法を全面「改正」するかどうか、学校教育制度の弾力化、宗教教育などが議論されましたが、教育基本法の「前文は気に入らない」との発言に典型的なように、何を根拠にしているか明らかでない感情的な発言が目立っています。

7月29日に基本法見直しの骨格が示されたのを受け、総会が開かれてきましたが、示された教育基本法見直しの骨格案に意見を述べたのは二人だけ、二人の発言が終わると、しばらく沈黙が続き、結局、「意見がないようなら」と基本法論議は終わりにになりました。委員からは「もっと絞り込んだ次のステップに行かないと議論が出にくい」というような意

見も出ています。

中間報告に仕上げる最終段階になって、部会への出席率はさらに低下。中でも、中間報告の中心部分である教育基本法見直しと教育振興基本計画策定の部分は、出席者が定足数に満たず、部会での正式な論議は一度もされないまま、中間報告案がまとめられています。

個人的な経験や印象からの発言をそれぞれが行い、あとは文部科学省の事務局が適当にまとめればよいとでもいうような、「丸投げ」に等しい経過です。

文部科学省は、各委員の発言の中から都合のいいところを拾い上げ、中間報告案をまとめています。「教育の根本を見直す」というのには全くふさわしくない論議の経過が、委員の出席率の推移にもあらわれています。

政府・自民党が教育基本法の見直しにこだわるのは、憲法と一体の関係にある教育基本法を改正し、憲法を変えることに弾みをつけようというねらいがあります。中曽根元首相は、「教育基本法は、その根をつくる意味で、憲法に先駆けて改正しなければならない」、「小泉首相は蛮勇を振るえ」と発言しています。

今日、たくさんの子供や青年が教育のゆがみで傷ついています。しかし、その原因が教育基本法にあるという根拠は何もありません。中教審の中間報告ですら、教育基本法の理念は「新しい時代の教育の基本理念として大切にしていける必要がある」と書いています。

現在の教育のゆがみは、教育基本法に原因があるのではなく、その理念や原則を実現してこなかった政府の責任ではないでしょうか。

戦後直後の一時期、教育基本法の理念や原則の実現を真剣に追求した時期がありました。例えば、「新制中学校新制高等学校望ましい運営の指針」では、高校入試は経済が復興すれば「直ちになくすべきものである」とされていました。学校での教育内容を示す学習指導要領は「試案」とされ、学校・教師が自分たちで研究して授業ができるようにされていました。

しかし、その後、教育政策は180度逆の方向を向きます。高校入試はしなければならないものと決められ、学習指導要領は「法的拘束力」があるとされ、学校現場に押しつけられています。

そのもとで、国連子どもの権利委員会からも、「競争的過ぎる教育が子供の発達をゆがめている」と異例の勧告を受けるような日本の教育がつけられたのです。

もし、教育基本法の理念にのっとった授業づくり、学校づくりの努力が行われていたら、現在とは違った授業風景だったはずです。

教育基本法は、今日の教育を立て直す上で豊かな可能性のある法律です。その真剣な具体化こそ、子供や国民の期待にこたえる道です。

教育をまじめに考えるなら、教育基本法を生かすことをまず検討すべきではないでしょうか。11月15日付の朝日新聞社説も「理念をもてあそぶ暇はない」、「文章をいじるより、法律の目的を実現する具体的な方策を探るのが先決だ」と主張しています。我が国

の教育の土台にある教育基本法を道理のないやり方でもてあそばせば、我が国の教育は取り返しのつかないこととなります。それを黙って見過ごすわけにはいきません。

教育基本法の見直しは、狭い教育問題ではなく、日本の平和と民主主義、21世紀の日本社会のあり方にかかわる問題です。教育のゆがみに苦しむ子供や青年を一人も残さないために、教育基本法の見直しを許さず、教育基本法の理念にのっとった教育を大切にしていこうことを求めるものです。

以上、ご賛同いただけますようお願いしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、この意見書に反対するものではありませんけれども、かねてから私は、こうした意見書の取り扱いについて幾度も議会で取り上げてまいりましたけれども、今回、その議運を傍聴させていただいても、この取り扱いについては、そしてまたそれに引き続く本会議のあれでも、最終本会議のあれですが、この意見書をお出しになられ、何本も意見書が今議会に出てるわけですが、この意見書それぞれについて、会派に事前にこういう内容ですというような形で、協力とか、あるいは提出、賛成者の一人として賛同とか、そういう形で回られたのかどうかですね。そういうことをお聞きしたいと思うし、それから議運そのものでも、その取り扱いについて、ほかの自治体でやられているような改善とか、そういうことが話になったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今、この意見書は私が出しているものですので、この意見書については、各会派を回っては話はしておりません。この場がありますので、この場でと思っていました。

それから、議運のことについては、私個人ではちょっとわかりませんので、何とも言えません。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

やはりこの場が、山本議員は新しい議員さんだから、この場でということだと思います。それも結構なんですよね。だけどやはり、今意見を、この趣旨に賛同していただきたいということで訴えられた内容については、私も納得するわけなんですけれども、それならやはり国に対する意見書ですから、やはりこれまでの会期もありますし、あなたを責めているわけじゃないんですが、私は議会全体のことを、今までの議会のあり方を今問うてるわけですよ。ですから、やはり事前に、こういう意見書を出すから、わからないところが

あればっていうこと、この場で今おっしゃられましても、この場で質疑することはできませんので、そういうことでお尋ねして、各会派には回っていらっしゃらないんですね。はい、わかりました。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。香川実君。

議員（15番 香川 実君）

教育基本法について、現在、改正の動きがあっているところでありますけれども、このことに関しまして私ども公明党の見解を述べて、討論とさせていただきます。

先ほども趣旨説明の中にございしましたが、中教審の中間報告が現在公表されているところでありますけれども、全体的な中で賛成できる部分も、例えば教育の目的を人格の完成とする等々の考え方については賛同はできますけれども、その中間報告の公表されているその内容について、幾つかの点について、問題点がいろんな方面から指摘されているところも事実でございます。

私どもも、その内容の一つには、教育内容への国家の関与が非常に積極的になっている点があるのではないかとこの点でございます。国、国家は、教育内容に関してはあくまでも中立であるべきでありますし、また自制的であるべきと考えるものであります。

とりわけ第1条の見直しの部分について、ちょっと内容についてはもう時間の関係で省きますが、この第1条の見直しについては、個人の内心の自由にかかわる事柄につきまして、法律でそれを規定するという点については、これは問題ではないかと、こういう考え方を持っております。

結論といたしまして、教育基本法の見直しにつきましては、教育基本法が準憲法的な性格を有することも考えますと、現在、国で憲法調査会というのがありまして、そこで憲法に関するいろんな論議がなされておりますが、こうした調査会の議論と並行して、中・長期的な視点に立って、慎重に議論を進めるべきであると、このように申し上げまして、討論とさせていただきます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。中家多恵子さん。

議員（２番 中家多恵子君）

私は、共産党の議員さんの出した意見書に反対するものではありませんけれども、やはり議会運営のあり方等について改善していくべきではないかと思えますし、それは、先日も国保の問題がありましたけれども、税務課長は資料の提出をされ、そしてまた今後についてはいろんな資料を添付しますという誠実な答えをいただいているわけです。ですから、やはり意見書なんかについて、そりゃもうここで出されたっていえば、それで、そして本日のあれでというようなことで決まるかわかりませんが、いろんな問題を考えますときに、態度保留させていただきます。

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第１８号教育基本法の見直しではなく、教育基本法に基づいた教育を大切にすることを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、意見書案第１８号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第１４．意見書案第１９号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第１４、意見書案第１９号「構造改革特区」の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（７番 山本 貴雅君）

意見書案第１９号「構造改革特区」の中止を求める意見書案について説明を行います。

政府・与党は、「総合デフレ対策」の柱である「構造改革特区」を９月の内閣改造で新たに担当大臣を置き、「構造改革特区」を進めようとしています。

この目的は、地域に特別区域を設けて、特例措置として各分野の規制を緩和・撤廃し、経済活性化を図るというものです。経済活性化のためには、「民間活力」を引き出し、民間が行う事業を拡大するために規制緩和を加速する必要がある、特定の地域で大幅に規制を緩和することは規制改革を加速する上で有効だということから、従来の「これまでの規制の改革は全国一律でなければいけない」という考え方を転換し、「進展の遅い規制改革部分の改革に拍車をかける」ことをねらっています。

「特区」の推進に当たっては、１、財政支援はしない、２、自治体の自助と自立の精神から、特区の導入に伴って生ずる問題の解決についても国ではなく自治体みずからの責任を持って解決するとしています。

改革プログラムには、今回、病院や教育への株式会社参入は見送られたものの、農業経営への株式会社の参入を認めることや、公設民営方式やPFI方式によって株式会社が特別養護老人ホームの設置主体・経営主体になれるようにすること、市町村費負担による教職員の任用などを入れています。

見過ごせないのは、愛知県の三河港国際自動車特区構想に見られるように、特区の整備が大規模な基盤整備事業に結びついているものが含まれていることです。

国土交通省の来年度予算要求では、構造改革特区を支える基盤整備事業を強力に推進することを柱に掲げています。これでは、特区が従来型の巨大プロジェクトと一体化することになります。財政の悪化だけが残る公共事業積み増しの愚策を繰り返すものにほかなりません。

小泉内閣が国民の命や暮らしに直接かかわる分野を規制緩和の標的にしていることはとりわけ重大です。

総合規制改革会議の「中間取りまとめ」は「生命・身体・健康、公序良俗、消費者保護」に関する規制も対象外にすべきではないと書いています。特養ホームの設置・経営への株式会社参入など、特区を口実にして、国民の安全や健康を守る規制をないがしろにするやり方には何の道理もありません。

医師会の代表が「生命・身体・健康を犠牲にしてまで経済活性化を図る考え方を容認することはできない」と述べているのも当然です。

法案の目玉である農業への株式会社の本格参入では、耕作者みずからが農地を所有するという農地法の原則が崩され、大企業に優良農地が集中するおそれがあります。小規模農家が締め出されたあげく、大企業が撤退してしまえば、農地は荒廃するに任されてしまうでしょう。

似たようなことが、流通分野では既に発生しています。相次ぐ規制緩和によって大手スーパーなどの大型店が各地に大量進出し、地域の商店街に大打撃を与え、中小小売店をつぶしてきました。売り上げが伸びない店は勝手に閉店し、中心市街地の空洞化に拍車をかけています。これ以上の緩和は、地域経済をさらに痛めつけるだけです。

経済財政諮問会議などは、医療への株式会社参入も積極的に進める構えです。そんなことをやったら、コストがかかる小児救急部門は切り捨てられ、合併症を持った患者らがはじき出されるのでは危惧する声が上がっています。

地域を限定することは、命や健康、暮らしに大きな被害をもたらす危険がある規制緩和を認める理由にはなり得ません。しかも、特区の本当の目的は、片山総務大臣によれば、「規制改革の実験をやってみる。それを規制改革全般の突破口にする」ことにあります。特区を全国的な規制緩和のてこにしようというのです。

歴代政府は、アメリカの要求に従って、あらゆる分野で規制の緩和・撤廃を進めてきました。近代経済学者が「失われた10年」につながったと指摘しているように、規制緩和

をすればすべてうまくいくという規制緩和万能論は、既に破綻が明白です。今必要なのは、10年にわたる規制緩和万能主義による社会のひずみを是正することであり、大企業の身勝手な行動から暮らしや環境を守る民主的ルールを確立することです。

取り返しのつかない社会実験を認めるわけにはいきません。

以上、ご賛同いただけますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。意見書案第19号については委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数であります。よって、意見書案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、この意見書案に反対討論をいたします。

農業経営や、それから特別養護老人ホームなどには、徐々に株式会社方式を進めていくこともいいんじゃないかというふうに思っています。

それから、市町村負担による職員の任用なども、できる限りやっていってもいいんじゃないかというふうに思います。

それと、特区地域が、直ちに1国2制度を導入し、法のもとの不平等を招くということには、即座にはならないということを思いますので、反対討論といたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありますか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、賛成とか反対ではなくて、やはり今趣旨説明された内容、そしてまたここで植本議員からの話もありましたけれども、委員会付託をして、本当に議員の皆さんが知るといって、そういう立場をとって、私はこのことでは態度を保留したいと思います。

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第19号「構造改革特区」の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立少数であります。よって、意見書案第19号は原案否決されました。

.....

日程第15．意見書案第20号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第15、意見書案第20号障害者が安心できる支援費制度にすることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

意見書案第20号障害者が安心できる支援費制度にすることを求める意見書案について提案理由の説明を行います。

障害者福祉の新しい制度「支援費制度」の来年4月実施に向けた市町村の申請受け付けが始まっています。今は、障害者が施設やホームヘルプなどの福祉サービスを利用する場合、措置制度によって国と自治体がサービスの提供に直接的な責任を負っています。しかし、来年度からは、介護保険と同じように、障害者本人が利用したいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで「契約」する仕組みになります。障害者の「契約」に基づくサービス費用のうち、本人負担を除いた費用を国・自治体が「支援費」として助成するというのが、来年4月から実施される「支援費制度」です。

しかし、制度の内容が知れ渡るにつれ、幾つかの問題が浮かび上がり、障害者や家族、施設関係者の中に不安と混乱が広がっています。

その第1は、福祉サービスの確保は原則として障害者個人の責任とされ、国や自治体は「支援費」の助成など、あくまで第三者的なものとなることです。

第2は、在宅、施設ともにサービスが圧倒的に不足しており、新制度発足の前提条件すら欠く現状にあることです。

第3は、障害者・家族の負担が増大する心配があることです。利用料は、障害者と家族の運動によって、これまでどおり、負担能力に応じて支払う仕組みが維持されましたが、「支援費」の水準が低く抑えられれば、結局は、利用者の負担増にならざるを得ない危険があります。

今年10月に発表された障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会と日本障害者センターが実施した自治体アンケートによれば、支援費制度について、「何とか実施できる」市町村は51%にとどまり、「見通しがない」が25%にも上り、「実施の延期を希望す

る」も8%ありました。

福祉サービスの基盤整備についての調査では、具体的な整備計画がある自治体は市や区で30%、町村では8%にとどまっています。

十分な情報提供、相談体制を拡充することは、障害者福祉の新しい制度導入の大前提です。自治体の中には、独自の説明書つきパンフレット送付を初め、担当者による個々の障害者の自宅訪問を計画しているところもあります。中間市でも、2月に全世帯を対象にパンフレット配布が計画されています。制度を知らずに、申請できないような障害者を生み出さないために、行政のきめ細やかな対応が不可欠です。

9月に発表された国基準案では、知的障害者施設入所者10万1,000人が1.5倍から2.2倍の負担増になることが国会で明らかとなっています。「著しい負担増にならない」としてきた厚生労働省の説明と相入れなく、厚生労働大臣は「今後変更もあり得る」と答えています。国の支援費基準額を障害者の実態に見合っただ幅に増額することが必要です。国基準の最終確定は来年1月ごろの予定です。現行水準からの後退を許さず、障害者が安心して利用できる額にする必要があります。

どんな新しい制度も、障害者が必要なサービスを受けられなければ、全く絵にかいたもちです。成人期障害者の法定施設がある市町村はわずか4割程度にすぎません。知的障害者施設を見ても、入所・通所待ちの障害者がたくさんいます。在宅でも、サービス不足は深刻です。「支援費制度」のもとでは、事業者は障害者の利用依頼に対して、「契約」を拒否できない「応諾義務」を課しています。しかし、肝心のサービスがなければ、「応諾義務」はないも同然です。基盤整備のおくれを解決することが緊急の課題です。

政府は、「障害者プラン」7カ年計画が2002年度で終了するのを受けて、来年度から在宅・施設サービスの整備を目的とする「障害者基本計画」をスタートさせます。新「計画」の実施に当たっては、実績の検証が必要です。これまで「計画」をつくった市町村は75%であり、そのうち具体的な数値目標を持っている市町村はわずか38%程度にすぎません。もともと「計画」そのものが低い水準の上に、このありさまで。新「計画」は、現状を踏まえ、障害者の全面参加の理念と自立保障にふさわしい計画にしなければなりません。そのための数値目標と財源の裏づけを明確にした実効ある計画をつくる必要があります。

小泉内閣は、新年度予算では、障害者関係予算を初めとする社会保障予算の大幅な削減方針を打ち出しており、障害者・家族の不安がますます広がっています。政府は、財政負担の水準をふやさず、障害者サービスの種類増も水準の引き上げも行わないという姿勢です。これでは、弱い立場にある障害者の命と暮らしは守れません。

「障害者プラン」は、障害者にどの程度のサービスを用意するのか、福祉サービスの総量を示すもので、「支援費制度」の存在意義にもかかわる根幹をなす施策ですが、その予算額は、2002年度で一般会計予算の0.4%程度、わずか3,050億円にすぎません。

せめて1%程度に増額しただけでも、障害者の自立を支援する施策は飛躍的に拡充できます。この程度の予算は、年間50兆円規模の公共事業費のむだを見直すだけでも十分にできます。要は、障害者が人間らしく生きる権利を保障する姿勢が政府にあるかどうかです。「支援費制度」の移行に当たっては、政府が障害者予算の思い切った増額を行うことを強く求めるものです。

以上、ご賛同いただくことをお願いしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。香川実君。

議員（15番 香川 実君）

支援費制度に対する意見書でございますが、この同趣旨の意見書案を私ども公明党の方も提出をさせていただきました。したがって、共産党さんの方からも出てますので、合同でということで、とりわけ具体的な項目が4項目、5項目上がっていますが、すべて私ども公明党が提案した具体的な項目でございます。先ほどの趣旨説明の中では、そうした共同による審議が行われた旨のことが一言も触れられておりません。極めて不親切な内容、趣旨説明でございましたが、この具体的な提案は私どもの提案でございますので、どうぞご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第20号障害者が安心できる支援費制度にすることを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第16 . 意見書案第21号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第16、意見書案第21号国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給を図る米政策の実現を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

意見書案第21号国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給を図る米政策の実現を求める意見書案の提案理由を説明いたします。

農林水産省の生産調整研究会が、6月末に米政策の改革案、いわゆる中間取りまとめを明らかにしました。中間取りまとめでは、生産者が加工用、肥料用等を含めて需要ごとの価格条件を満たしながら安定的供給を行うことが本来あるべき姿だとし、政府は、需給調整や価格安定から手を引く、米生産調整への参加は生産者の経営判断に任せる、計画流通制度を廃止して米流通を自由化するなどを打ち出しています。米を一般商品と同じ扱いにして、市場原理に全面的にゆだねる方向です。

こんな改革案が具体化されれば、米の買ったたきがますます横行し、米価の暴落が一層進み、日本の米づくりが崩壊するのは目に見えています。

全国農業会議所、これは農業委員さんは全員講読をしているものですが、この全国農業新聞の11月8日に、次のような主張が掲げています。「生産調整の必要性については、国、生産者団体を問わず認識が一致しているが、配分を初め、生産現場での推進上、国など行政の支援なくして自主的な生産調整が可能なのか、大いに疑問だ。米政策の改革に当たっては、生産調整をめぐる不公平感を解消し、簡素でわかりやすいものとするための技術論は大事だが、改革の目標は、あくまでも意欲のある担い手が将来に展望を持ち、地域農業の中心となって稲作経営に取り組めることである。つまり、最も最優先すべきは担い手の経営安定である。現状のまま放置すれば、担い手の経営は将来真っ先に困難になり、さらなる投資を初め、経営改善への意欲を失いかねない」、このように主張で述べております。

米価の暴落、際限ない減反拡大など、今日の米をめぐる矛盾を鋭くしている最大の要因は、70数万トンに及ぶミニマム・アクセス米の輸入です。外国から米を輸入し、国内では減反を強制するなど、何人も理解できるものではありません。農民の怒り、農政不信も、ここに集中的にあらわれています。

米政策の改革をいうなら、何よりも米輸入の削減・廃止を真っ正面から迫るべきではないでしょうか。減反政策の行き詰まりは、輸入の削減とゆとりある需給計画による減反規模の縮小、米以外の作物の栽培、販路、価格などの転作条件の抜本的な改善によってこそ打開すべきです。

国民の主食である米の生産や安定供給に政府が役割と責任を果たすことが、何よりも求められているのではないのでしょうか。

以上、趣旨を提案しまして、議員諸氏のご賛同を得られますようによろしく願いをいたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第21号国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給を図る米政策の実現を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第17．意見書案第22号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第17、意見書案第22号物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保証年金制度の創設を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保証年金制度の創設を求める意見書案の提案説明をいたします。

年金の物価スライド制は、1970年代に消費者物価が暴騰したとき、年金が目減りするのを食いとめるために、国民みんなの要求で実現した制度です。

物価が下がったといって年金額を減らすのは、高齢者の暮らしを破壊するだけでなく、

不況を一層深刻にするとして、政府は、物価スライドによる年金手当の減額を今年度まで3年連続で凍結していましたが、12月18日、財務大臣と厚生労働大臣との折衝で、2003年の国民年金や厚生年金の給付額を0.9%から1.0%引き下げることで合意をしています。0.9%下落の場合、厚生年金の標準的な年金額で月額2,140円、国民年金では、夫婦の受給額が月額13万4,000円の場合、約1,200円減額されます。

消費者物価指数は、日常生活とは関係のない土地や家などの高額商品の値段が含まれており、日用品の物価は下がったとは言えません。また、消費税5%が国民生活を圧迫しています。その上、介護保険料の負担増、ことし10月からは医療費が上がり、体が悪くても医者にかかれない、病院に行く回数を減らした、利用料が高くて介護保険が使えないなど、高齢者の悲鳴が上がっています。

来年からは、介護保険料や利用料、また国民健康保険税の引き上げなどが計画されており、年金の引き下げは、年金生活者に耐えがたい苦しみをふやすこととなります。

また、2004年の年金制度の改定に向けて、年金保険料の引き上げ、厚生年金の支給年齢65歳の実施を早めるなど、見直しが進められていますが、高齢者の命の綱である年金をこれ以上後退させるわけにはできません。

無年金者は55万人に上り、未納者、免除者が増加の傾向にあります。このまま推移すると、やがて無年金者や年金の低い人は880万人という状態を迎えます。

国連では、昨年8月に年金を人権の問題として取り上げ、最低年金制度をつくるよう、また男女の年金格差を直すよう日本政府に勧告をしています。

だれもが安心して生活できるようにするためには、だれでも掛金なしで8万円の最低保証年金制度の創設も求められます。

以上で趣旨説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

2点ばかりお尋ねいたしますが、国民年金を受給している人の平均額というのは、全国的には5万円ということでしょうか、中間市ではどれくらいになるものか。

それから、無年金者が55万人に上ると言っていますけれども、中間市の実態、わかっておれば教えていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

今、数字はわかりませんので、市担当者に聞いて、また後日お知らせいたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第22号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第22号物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保証年金制度の創設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第18.意見書案第23号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第18、意見書案第23号子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。片岡誠二君。

議員(21番 片岡 誠二君)

ご指名によりまして、意見書案第23号子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書について説明をいたします。

我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のためには、社会全体で子育てをサポートする体制が必要であり、親への財政的支援、地域や社会における子育てのための環境整備、子育て家庭への支援など、総合的に子育て支援策を展開することが望まれております。

つきましては、以下7項目の施策について提案説明をいたします。

一つ、子育て中の一定期間、年金保険料を減免するなど、年金資金を活用した子育て支援の充実を図ること。

二つ、育児・介護休業制度を利用しやすくするために、育児・介護休業手当の引き上げを図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取り扱い禁止など、制度の改善・拡充を図ること。

三つ、乳幼児（小学校入学前児童）医療費の助成による無料化を図ること。

四つ、妊産婦検診への公的助成の拡大及び不妊治療への保険の適用と公的支援を図ること。

五つ、保育所入所待機児童ゼロを目指して、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ること。

六つ、地域子育て支援センターなど地域の「子育て拠点」を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークを構築して、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制を充実させること。

七つ、ひとり親家庭のために、自立のための経済的支援を初め、就労支援の充実、養育費の確保など、法的整備を含む総合的な相談体制など万全の支援を図ること。

以上、意見書を提出いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第23号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第23号子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第19．意見書案第24号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第19、意見書案第24号中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見

書を議題とし、提案理由の説明を求めます。上村武郎君。

議員（１９番 上村 武郎君）

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書案の説明をいたします。

日本経済が混迷をきわめる中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっています。市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし、保証渋りなどの問題により深刻さをきわめており、中小企業者にとっては、もはや「待ったなし」の状況であります。

政府の方針どおり、早急に不良債権処理やデフレ対策を進めると、その結果、我が国経済の屋台骨である中小企業への融資を一層滞らせ、結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念されます。

こうした状況にかんがみ、政府においては、中小企業に対するセーフティーネット保証・貸し付けの拡充や資金調達の多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつスピーディーに取り組むべきであります。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきである。

一つ、依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティーネット保証・貸し付けの拡充を図ること。

二つ、売り掛け債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続の簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。

三つ、デフレ下における政府系金融機関の役割は極めて大きいことから、政府系金融機関の見直しについて、ペイオフの完全解禁を一時凍結すること。

四つ、現下の厳しい経済状況にかんがみ、外形標準課税の早期導入を行わないこと。

五つ、事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など、中小企業者に対する税制面での支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第24号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

当初出されておりました意見書案には、「政府の方針どおり、早急に不良債権処理やデフレ対策を進めることは当然であるが」となっておりました。今、小泉内閣が不良債権処理加速すると言っておりますけれど、これをやられますと、大体中小企業が２０万社から３０万社倒産する。そして、また失業者についても、日本総合研究所というところが試算しておりますが、新たに３３２万人失業者が出ると。今でも３６０万人を超える完全失業者がいるわけですから、失業者もほぼ倍増というようなことですから、この政府の方針どおりすることが当然であるということについては、削除してはどうかということが１点。

それと、要望事項の中で、３点目で「ペイオフの完全解禁を平成１７年度まで」と期限を切っているのを、期限切る必要はないのではないかとということで、２点ほど私どもが提出者の方に申し入れをしました。

快く修正していただきましたので、賛成するものであります。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第２４号中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、意見書案第２４号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第２０．意見書案第２５号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第２０、意見書案第２５号特定地域開発就労事業の存続・活用を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略すること

に決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第25号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第25号特定地域開発就労事業の存続・活用を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、意見書案第25号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第21．決議案第1号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第21、決議案第1号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議を議題とし、提案理由の説明を求めます。山之内智君。

議員(14番 山之内 智君)

北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議案、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題は、北朝鮮による我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪でもある。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、やみに葬ろうとしてきたこの国家犯罪も、小泉首相の訪朝により、北朝鮮の最高権力者である金正日国防委員長がその犯罪行為を認め謝罪した「日朝平壤宣言」が発表されたことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価されよう。しかしながら、こうした謝罪の言葉とは裏腹に、「拉致問題は解決済み」という北朝鮮側の見解に我々は強く抗議するとともに、北朝鮮側が提供してきた「死亡した」とされる拉致被害者に関する資料のずさ

んさに、改めて怒りを感じざるを得ない。

今般、生存が確認された拉致被害者5名が24年ぶりに祖国の地を踏み、家族やふるさとの旧知の友人たちと再会を果たすことができたが、24年という長きにわたって、一般市民を無法に拉致・拘束し、最愛の家族にさえ一切の消息を知らせないできた北朝鮮の非人道性に、改めて慄然とせざるを得ない。

よって、中間市議会は国に対して、日朝国交正常化交渉には毅然とした態度で臨むことはもちろん、拉致事件に関しては、被害者とその家族の心情に最大限配慮し、真相究明と早期解決に向け断固たる決意のもとで下記事項について対応することを強く求めるものである。

一つ、北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること。

二つ、「死亡した」とされ、生存が確認されていない拉致被害者に関する正確な情報と現地調査を北朝鮮に求めるとともに、拉致の疑いが指摘されている他の事件についても徹底的な調査と解明を北朝鮮に求めること。

三つ、拉致は北朝鮮による国家犯罪であり、被害者の人権と人生の大半を犠牲にさせたことに対し、北朝鮮による国家補償を求めること。

四つ、拉致被害者及びその家族に対し、特別立法も含め、我が国政府による手厚い支援を行うこと。

五つ、北朝鮮に対し、核開発の即時停止及び生物兵器の撤廃と工作船等による違法な情報収集を直ちにやめるよう求めること。

以上、決議する。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

北朝鮮による拉致問題、徹底解明を求める決議、これは当然なことであると思います。

そこで、一つ申し上げたいのは、最初のこの決議案については、当初内容が違っていました。読みますと、「また、歴史的にこの問題に対して一部政党が誤った認識を持ち、

問題を棚上げにしたことで解決が先延ばしされた事実についても厳しく反省を求めたい。日朝国交正常化は重大な懸案ではあるが、拉致問題という重大犯罪の解明と解決なしにはあり得ないことを政府は肝に銘ずべきである」、このような説明がされておりました。

ここに、我が日本共産党が公明党に対して、この問題について、これは決議案になじまないのではないかという点と、いま一つ、この「一部政党が誤った認識」、この問題についてはやっぱり厳しく問われるところもあるということも公明党議員の皆さんと話し合いながら、この点については快く取り下げていただいたということの一つは述べておきたいと思います。

それともう一つは、この拉致問題が解決されないと国交正常化はあり得ないというようなことについては賛成しがたいと、やっぱり「日朝平壤宣言」発表されたわけですが、その中身において包括的に拉致問題、核開発の問題、また日本政府の戦後処理の問題等々ある中で、全体的に解決をしていくべきだという提起もいたしました。このことも受け入れていただいたと、このことについては、中間市公明党議員団の良識あるところを示していただいたのかなというふうに思っております。

最後に、香川議員から先ほど、山本議員に対しての共同で行ったということについて一言もなかったということをおっしゃいましたが、私、ここの12年間議員をしておりますが、いろいろ各政党・会派間の中で協議をした中で、一度もそういうこと、事例はなかったということも紹介をしながら、また、この問題についても、拉致問題についても、一言もそういう最初の決議案の内容が変わったということについても説明がなかったということも申し上げます。

しかしながら、この拉致問題についての決議案については、我が日本共産党議員団も全面的にこれを賛成とするものであります。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号北朝鮮による拉致問題の徹底解明を求める決議を起立により採決いたします。本決議案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第22．請願第5号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第22、請願第5号を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第5号については、所管の民生経済委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

.....

日程第23．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び古野嘉久君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成14年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時20分閉会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 青 木 孝 子

議 員 古 野 嘉 久